

**令和5年度**

**第4回 大槌町上下水道料金等審議会**

**(上下水道合同審議会) 議事録**

**日時 令和5年10月30日(月)**

**午後1時30分から**

**場所 大槌町役場3階 大会議室**

会議次第 ----- P. 1

出席者 ----- P. 2

会議録 ----- P. 3

## 第4回大槌町上下水道料金等審議会（上下水道合同審議会）

日時：令和5年10月30日（月） 午後1時30分～

場所：大槌町役場3階 大会議室

### — 次 第 —

1. 開会

2. 町長あいさつ

3. 会長あいさつ

4. 議事

・議案第1号 水道料金及び下水道使用料の答申書（案）の選定

・議案第2号 大槌町上下水道事業経営のあり方について 答申書の内容審議

5. 閉会

## 出席者

### 委員

会長

総務省経営・財務マネジメント 強化事業アドバイザー

菊池 明敏

委員

総務省 人材ネット

平野耕一郎

東北学院大学経済学部経済学科教授

篠崎 剛

大槌町議会議員

東梅 守

大槌町議会議員

菊池 忠彦

大槌町役場 技監

那須 智

大槌町役場 企画財政課長

太田 和浩

### 事務局

大槌町長

平野 公三

上下水道課 課長

中野 智洋

上下水道課業務班 班長

徳田 訓教

上下水道課業務班 主任

佐藤 勝哉

上下水道課業務班 主査

菊池 信也

株式会社ぎょうせい

高橋 憲司

株式会社ぎょうせい

斎藤 良介

有限責任監査法人トーマツ 公認会計士

高橋 佑季

有限責任監査法人トーマツ

鈴木 美貴

## 会議録

(午後 1 時 30 分 開始)

### ■事務局（上下水道課 業務班 徳田班長）

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、これより第 4 回大槌町上下水道料金等審議会を開催いたします。本日、司会を務めさせていただきます、大槌町上下水道課事業務班の徳田です。よろしくをお願いいたします。審議会に先立ちまして出席の皆さまにお願いがございます。携帯電話につきましては、電源をオフにするか、マナーモードに設定をお願いいたします。

次に皆様にお配りしている資料の確認をさせていただきます。①議案書、②大槌町水道事業 水道料金改定計画について（料金改定案及び答申案の検討）、③大槌町下水道事業 下水道使用料改定計画について（使用料改定案及び答申案の検討）、④大槌町上下水道事業経営のあり方について（答申書（案 1））、⑤大槌町上下水道事業経営のあり方について（答申書（案 2））。

それでは次第にそって進めさせていただきます。次第 1 の開会として第 4 回大槌町上下水道料金等審議会を開催いたします。

本日も料金改定業計画検討業務委託先の株式会社ぎょうせい様とサポートいただいております有限責任監査法人トーマツ様にもご同席いただいております。よろしくお願いいたします。

また審議会は計 4 回目開催で最終回の予定です。内容としては、前回書面決議をした結果、評価の高かった 2 種類の料金パターンのうちどちらを採用するかご審議いただいた後、休憩をはさんで、答申書の内容について修正・追加・削除等のご意見をいただければと思っております。

答申書内容についてご確認いただく時間を考慮しまして休憩を 20 分程度設けたいとおもっております。

本日は、委員定数 7 名のうち、全員ご出席をいただいておりますので、大槌町上下水道料金等審議会条例第 7 条第 2 項の規定によりこの審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、次第 2. 町長 平野 公三よりご挨拶申し上げます。

### ■平野町長

本日は、ご多忙のところ大槌町上下水道料金等審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。今回は、審議会、最終回の第 4 回上下水道事業合同審議会となりますので、よろしくお願いいたします。

前回の審議会では、上水道料金、下水道使用料の料金体系について、上水道料金で 6

パターン、下水道使用料で4パターン提案をさせていただきました。委員の皆様には提案内容について、様々に議論いただき、会議中に結論を得ることができなかつたため、書面決議により案を絞り込むということになったと伺っております。これまでの議論を通じて、今回の改定は、上水道料金、下水道使用料の改定率及び体系におよび、非常に困難なものであると改めて認識しているところであります。

また、下水道使用料の改定は初めての改定となりますが、上水道については30年ぶりの改定となり、改定率から、定期的な見直しがなされていけば住民に対して大きな負担増となる印象を与えることがなかつたのではないかと感じは否めません。

今後は、料金、使用料については定期的な見直しを図り、持続可能な事業運営をしてまいりたいと思います。

本日、委員の皆様には、大所高所からご意見等をいただきますようお願い申し上げ、大槌町上下水道料金等審議会にあたりましての挨拶といたします。

本日は、よろしく願いいたします。

■事務局（上下水道課 業務班 徳田班長）

続きまして、次第3. 菊池会長よりご挨拶をお願いいたします。

■菊池会長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。今回が最終回ということで、ある程度今回で料金案を設定するというので、一步、経営改善に向けてということができると思います。前回も申しましたが、前提として経営状態がかなり厳しい状況にあるということをしっかりご認識いただいて、料金改定ですべてが終わるということではなくて、料金改定というのは言うなればカンフルにしか過ぎません。集中治療室にいるところからようやく一般病棟に戻ってくるためのカンフルでしかないということを強く認識していただいて、根本的な治療を、要するにちゃんとしっかりした体制を作るためには、例えば有収率やダウンサイジングをしっかりとやりませんと、継続性のある経営ができませんということを認識していただいて、この料金改定後もこれから改善に向けて動いていただくことを切に期待しております。今日はよろしく願いします。

■事務局（上下水道課 業務班 徳田班長）

ありがとうございました。町長につきましてはこれより別の予定がございますのでここで退席となります。

それでは次第4からは菊池会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

■菊池会長

それでは審議させていただきます。さっそくですが議事議案第1号水道料金及び下水道使用料の答申書案の選定について事務局から説明をお願いします。

■事務局（上下水道課 阿部課長）

上下水道課長の阿部と申します。本日はよろしくお願いいたします。

始めに、今回配布資料についてですが、前回、審議会の書面決議の結果、上水、下水それぞれ評価の高かった2つのパターンをもとに答申案を作成し、本文に委員の皆様からいただいた意見を反映させております。

また、答申案の案1と案2は基本水量を現行から引き下げるか、水道に口径別料金を一部導入するか、で大きく違いがあり、その記載内容で異なる項目は、答申案4ページから5ページ（2）基本料金及び基本水量の項目5ページに記載されている内容、同じく5ページ（3）用途別料金体系と口径別料金体系の項目、9ページから10ページの（2）基本使用料及び基本水量の項目で10ページに記載されている内容、13ページ、14ページの料金表、使用料表になりますが、他の項目は同様の記載内容となっております。

今回で、改定に係る審議会は最終回となっております。

次第のとおり議案第1号で答申案の選定、議案第2号で答申案の内容審議となっております。今回、審議いただいた内容により答申案を確定させ、町へ提出させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、水道事業の資料から説明させていただきます。答申案では2ページから6ページの内容になります。

資料3ページから8ページまでは前回審議会での検討内容になります。

9ページ新しい水道料金体系及び答申案の検討に入ります。

10ページは、第3回審議会及び書面決議で出された意見です。主な意見を抜粋しておりますが料金改定の項目では、今年度も実施している料金減免に対して料金負担が大きくなることへの配慮が必要である、景気動向を踏まえ段階的な値上げも検討すべきとの意見がございました。

また、料金体系案の項目では、今回の見直しで口径別に統一しないと、次の改定でも同じ問題が起こり、今後も口径別に統一できない可能性が高い、少量利用者に配慮した料金体系の設定が必要であるとの意見がだされております。

11ページは、書面決議の結果、絞られた料金体系パターンの概要です。パターン③は、用途別の料金体系を維持しつつ、営業用・団体用については、少量利用者への配慮等を加味したもの、パターン⑤-1は、理論と現状を踏まえた体系案で一般用の少量利用者への配慮等を加味したものとなっております。

12ページは、基本水量の設定についてです。パターン③は一般用の基本水量の見直しはせず営業用及び団体用は基本水量の統一を図っています。パターン⑤-1では付与水

量を減らしております。

13 ページは、基本料金と従量料金の割合を示したもので、パターン③では、営業用と団体用の基本料金を統一したため、現行で基本料金が低い設定となっている団体用の負担が減少します。パターン⑤-1では、一般用は基本料金を引き下げておりますが基本水量を引き下げたため10 m<sup>3</sup>使用時の料金は現行料金に対して増加し、営業用・団体用は、基本料金を統一、従量料金を一般用と同額に減額したことで大口利用者の負担は減少しております。

14 ページは用途別料金体系と口径別料金体系の検討についてですが、パターン③は、用途別を維持し営業用と団体用を統一、パターン⑤-1は、基本料金を用途別・口径別の組み合わせ、従量料金については一般用・営業用・団体用を統一、メーター使用料は基本料金に含めました。

15 ページは、比較対象団体の料金と現行、パターン③、パターン⑤-1の料金を使用量の推移に応じグラフで比較をしたものです。

16 ページは、パターン3、パターン⑤-1それぞれに方向性を比較したもので、『料金改定の実施時期と料金改定率』、『基本料金収入と従量料金収入の割合の設定』、『基本水量の設定』、『口径別基本料金単価の設定』、『用途別料金の設定』、『従量料金の逡増度設定』について比較しております。

17 ページから 19 ページは、現行、パターン3、パターン⑤-1の料金体系を表に表したものです。

20 ページは、口径 20mm、10 m<sup>3</sup>使用時の水道料金を県内団体と比較したものです。

以上で、上水道事業の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、下水道事業の資料を説明させていただきます。答申案では7ページから10ページの内容になります。

資料3ページから8ページまでは前回審議会での検討内容になります。

9ページ新しい下水道使用料体系及び答申案の検討に入ります。

10 ページは、第3回審議会及び書面決議で出された意見です。主な意見を抜粋しておりますが使用料改定の項目では、水道料金の改定案と組み合わせて総額でどの程度改定の影響が生じるかを検討する必要がある、経営の安定が第一であるが負担率等を考慮する必要があるとの意見がございました。

また、使用料体系案の項目では、改定後の使用料の上り幅が大きく見えても、県内の他団体と比較をした場合に、適当な水準の使用料である可能性もあるので留意する必要があるとの意見が出されております。

11 ページは、書面決議の結果、絞られた料金体系パターンの概要です。パターン①は、現行体系を維持し、基本使用料、従量使用料を一律改定したもの、パターン④は、理論と現状を踏まえた体系案で一般用の少量利用者への配慮等をさらに加味したものとなっ



ております。

12 ページは、基本使用料割合、基本水量の設定についてです。パターン①は現行の基本使用料割合を下げることをない一律改定。パターン④は付与水量を減らし、基本使用料を現行より値下げし少量利用者へ配慮したものとなっております。

13 ページは、従量使用料と逡増度を示したもので、逡増度はパターン①1.71、パターン④2.0としております。

14 ページは用途別使用料の設定についてですが、一般用以外の用途も体系を維持し一律45%増改定としております。

15 ページは、比較対象団体の使用料と現行、パターン①、パターン④の使用料を使用量の推移に応じグラフで比較をしたものです。

16 ページは、パターン①、パターン④それぞれに方向性を比較したもので、『使用料改定の実施時期と使用料改定率』、『基本使用料収入と従量使用料収入の割合の設定』、『基本水量の設定』、『従量使用料の逡増度の設定』、『従量使用料の水量区画の設定』、『用途別使用料の設定』について比較しております。

17 ページから 19 ページは、現行、パターン3、パターン⑤-1の料金体系を表に表したものです。

20 ページは、口径20mm、10 m<sup>3</sup>使用時の水道料金を県内団体と比較したものです。

以上で、下水道事業の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### ■菊池会長

ありがとうございました。水道についての2パターン、それから下水道についての2パターンをお示しいただいたということではありますが、どのパターンでいくかというのは、それはセットでいくということでしょうか。

#### ■事務局（上下水道課 阿部課長）

セットです。二つ、答申書の案が配布されていると思います。

#### ■菊池会長

要するに水道③と下水道①が1セット（以降、案1）、水道⑤-1と下水道④が1セット（以降、案2）ということですね。

説明にもありましたとおり、使用者に配慮してそのことに照らすかそうではないかというのが大きい違いです。そこを踏まえていろいろなご発言いただこうと思いますが、ある程度の最終決定ですので、是非皆様からご意見いただきたいと思っております。順番にというわけではありませんが、平野さんからお願いします。

■平野委員

いろいろと資料をいただきまして、私なりに考えたのですが、公平性といった観点から見るべき議論とそれから現実上下水道事業を運営していくという観点からしますと、私としましてはどちらかという基本料金、これをしっかりと確保していく方向が現時点では望ましいのではないかなというふうに考えまして、水道についても下水道についても案1が現段階では望ましいのではないかなというふうに考えています。以上です。

■菊池委員

私は、上がり幅ということ考えたときに、今平野さんがおっしゃったように、案1が望ましいのではないかなというふうに思うのです。それからしっかりとやはり町民に対しましての理解を得るために段階的な引き上げというのを視野に入れて進める必要があるのではないかなと思うのですがいかがでしょうか。以上です。

■那須委員

私も同じです。8ページの使用水量ごとの利用人数というのを見た場合、13mmだと5m<sup>3</sup>以下が一番多い。28%ある11m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>のところは15ページを見ると、前後のところを見ると、5m<sup>3</sup>だとパターン⑤-1、パターン③ではその後だいたい24m<sup>3</sup>のところまでを見ると、住民の負担も考えるとパターン③がいいのではないかなというふうに私は思います。

■太田委員

私は安定と、配布されたときには少量使用者への配慮ということの提案がありましたので、そちらのほうにアンケートでは回答させていただきましたが、今のような意見も確かに基本料金でちゃんと確保していくべき観点もありますので、私はアンケートではパターン④と⑤-1に回答しましたが、そんなに大きく離れるような意見があるわけはありません。

■東梅委員

私は細かい部分よりは大きく考えて今まで30年間この水道料金に関しまして手をつけて来なかったところがやはり大きく問題だったというふうに思っております。そういう意味では町民にこの料金改定に関しましては十分な説明が求められるのでしょねと。現状では世の中の情勢を踏まえて水道料金、今、基本料金のところは免除されているわけですが、当然それが終わった後の料金というのは大きく、住民は感じてしまいます。そのこともきちっと住民の方に理解をいただきませんとかななかその反感だけ、苦情だけが寄せられてしまうのかなというところはあります。この30年間手をつけて来なかったという部分もきちっと説明する必要があるのだらうなと思います。た

だやっぱりきちっと料金は正しいものにしていかないとこれ以上一般会計からの繰り出しがありますと他の行政サービスが行き届かなくなってくるというところが出てくると思いますので、是非そのへんも踏まえてきちっと丁寧な説明をしてほしいなというふうに思っております。以上です。

#### ■篠崎委員

私は初めに質問させていただきたいのですけれども、上水道ではパターン③と下水道ではパターン①がセットということでのいいのですよね。そうしますと私は皆さんがおっしゃったような観点を伺いながら住民説明が必要だということで、市の考え方の理念というものが極めて大事だというふうには思います。

そういう意味ではこの角度のところはちょっと逆転しているような気がするのが少し気になってはしまして、例えばパターン③のほうは上水道のほうではパターン⑤に比べて角度がきついかたちになっていて、下水道のほうはパターン①のほうパターン④よりも比較的角度が緩いというかたちになっていますので、その利用料金の公益負担について1㎡に関する考え方に公平性がないのではないかなと思います。この点の説明が12ページで理念としてできるのかどうかということをはっきりさせておくべきだというふうには感じます。まずこれが第1点でございます。

住人負担という意味ではこの二つの案はよく考えられていると思いますので、経営の安定性というところは今最も重視されているとすれば10㎡までというところを使うとしますと、例えば理念としまして考えられるべきことは住民の人口の密度がどこにあるのかというところで、どこが重いのかというかたちで、まず安定性からしますと、1人の家庭が多いというのであれば10㎡、3人の家庭が多いというのであれば20㎡当たりというところが、どうしても手厚くする必要のあるというような考え方になろうかとは思いますが、これがまずこの課題自体のところの理念にかかわる部分の2点です。

3点目としましては、これは本審議会で議論すべきことではないと思うのですが、段階的というふうに他の委員もおっしゃいましたけれど段階的な改定いうところはこの答申案のところにも書いておりますけれども、段階的というところを私は審議会としましては答申書に確実なかたちで盛り込んでいただきたいというふうには感じています。と言いますのは、やはり住民負担というのは一気に上がります。前回のご発言もありましたけれども、例えば900%というのは住民負担を感じるというところは大きいというふうに思います。得するよりも損するという気持ちのほうが大きく出るというのは、これまでの科学的な見地からも明らかなものですので、そのあたりはかなり配慮される必要があるのかなというふうに思っております。

ですのでちょっと理念というところを整理するためにもこの角度の部分というのは1㎡使うときの公益性を表すものだというふうに考えますので、これまでも菊池会長そして平野委員もおっしゃっておりますけれども、この上水道と下水道で1㎡当たりの角度

が違うというところについては理念の部分と十分に関係すると思いますので、そこだけは説明のあった上で決議というところがいいのかなというふうに思いました。よろしくお願ひします。

■事務局（上下水道課 阿部課長）

まず現時点で提案させていただいたところで申し上げますと、やはり少量利用者、一般の少量の利用者に対しまして配慮されるパターンがどれかというところが優先的に考えるところかなというところでした。その角度というところからちょっとずれるかもしれませんが現時点では最優先される場所は少量使用者へ配慮しつつもある程度料金収入を確保できるパターンが選択されるべきというところを考えています。

■菊池会長

改定時期は水道と下水道があるので、そのうちでこういった手段を使うかだと思ひます。水道が角度きついとそのバランスとしまして、払う人は同じですので水道料金と下水道料金は払わないといけません。その二つがいきなり急角度になるとかなり負担が厳しくなってしまう人も出てくるということを考えれば、角度が違うというのは、それなりの合理性もありますのかなと。二つ合わせて上り幅がそれほどきつくないように設定する考え方でもできるかなという気がしますので、その部分はそういった観点でもし説明を求められましたときには、要するに二つ合わせての料金上がり幅について配慮したところですよというふうな説明になろうかなと思ひます。

■篠崎委員

はい、私もその説明が理念としましては考えられうる最も合理的な説明なのかなというふうには思ひます。その考え方で私は納得できると思ひます。

■菊池会長

皆様からご意見いただきました。だいたい案1のほう皆さんの意見の大勢を占めております。私個人的にはこのパターンでなかったので、できるだけやはり少量使用者配慮とあとはやはり口径別というのはこれからのトレンドでありますので、やはりそこにできるだけ持っていきたいなという気持ちはあったのですが、それも段階かなと思ひます。それも含めて一気に上げる部分のその激変緩和で少しずつ上げていくというのも、もちろん考慮せざるを得ないのですが、パターンを変えていくことは何回かかけて1回ではなくて2回3回と一律にそのパターンに集約していくということも必要なかなという納得はしました。私としまして、であれば皆様のご意見がそういうことであればパターン③とパターン①のセットでやりたいかなと思ひますが、これに関しては皆さんいかがでしょうか。

## ■那須委員

質問なのですけれども。水道料金も例えばパターン③だったら改定率を基本料金にもかけて、5 m<sup>3</sup>にした場合には基本料金は半分の改定率になって、従量料金をもう少し上げられるというふうに思うのですが、基本料金はどのように設定しているのかという質問です。⑤-1の基本料金の設定の仕方と従量料金の設定の仕方、それから下水道だとパターン④の基本料金の設定の仕方と従量料金の設定の仕方をどういうふうに説明がほしいということです。

## ■事務局（有限責任監査法人トーマツ 高橋公認会計士）

まず水道の13ページ目がパターン③と⑤-1の比較表になっているので、そちらで説明をさせていただきたいと思います。まずパターンの⑤-1とパターン③いずれにしても共通していますのは、現行の水道料金の収入合計を全体で25%増しようというのが前提としてございます。パターン③は基本的にはそのままスライドさせ、全体的に25%増させていきますというのが基本的な考え方で行っていました。パターンの⑤-1はパターン③とまず前提が違うところとしまして、基本水量が現行10 m<sup>3</sup>のところ5 m<sup>3</sup>に減らそうという点でございます。で、ここの基本水量を変えてしまいますと、現行の例えば8 m<sup>3</sup>の利用者であれば8 m<sup>3</sup>使おうが10 m<sup>3</sup>使おうが料金は何も変わりません。一方で5 m<sup>3</sup>に基本水量を下げてしまいますと5 m<sup>3</sup>から従量料金部分がどんどん増えていってしまいます。

ではパターン⑤-1はそこでどう考えましたかと申しますと、まず基本料金をパターン③は一律に上げてしまいましたが、パターン⑤-1で同じことをやるとして、基本料金が5 m<sup>3</sup>すでに上がってしまっていて、従量料金がさらにかかってしまうということで、パターン⑤-1だと5 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>利用者が特に、基本料金も上がり従量料金も上がってしまうということで負担が大きくなってしまいうところが懸念で行いました。ですのでまず基本料金をあまり上げません、むしろ下げますというところで5 m<sup>3</sup>から先、従量料金がかかってしまう部分の緩和をしようというのがパターン⑤-1で考えていたところでございます。

もう一つ従量料金部分、ここはパターンの⑤-1は今、一般家庭用、営業用、団体用それぞれで従量料金が異なります。将来的に用途別を廃止して口径別しようとなったときに、まず従量料金を統一させようというところがまず⑤-1で考えたところです。そして、ゴールとしまして25%増をしなければなりません、そして一般家庭の基本料金はそれほど上げないにしても5 m<sup>3</sup>から10 m<sup>3</sup>でかかってしまいます、ではどこが従量料金を角度としまして一番負担増になりにくいところを刻んで検討した結果、170円は角度としましてはかなり緩やかにしたのであるけれども、妥協できる範囲かなというところで考えていきました。というのが⑤-1の考え方でございます。

下水道は資料 12 ページ目にパターンの①と④の比較表がございます。流れとしましては全く同じで、下水道はゴールとしまして 45%増の改定が必要だということですので。料金体系を何も触りませんので一律 45%増、基本料金部分も従量料金部分も同じように上げようというのがパターン①でございました。パターン④は先ほどの水道のパターン⑤-1と同じなのですけれども、5 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>使われる方がこれまでより負担が基本料金部分も従量料金部分も影響してしまいます。そのため、基本料金を下げて緩和するところと従量料金も逓増度を上げるというふうに、大口の方は単価を上げる、というところで角度を変えました。そこでゴールが 45%増の使用料の回収ということから逆算して、角度を検討していったという流れでございます。

■菊池会長

ということで、パターン③とパターン①のセットで考えるという方向で今回の料金改定については答申では行くということで皆様、よろしいでしょうか。ではこのパターン③と①の組み合わせで今回の料金改定の答申は上げるということでこの部分については以上となります。

(午後 2 時 35 分 再開)

■事務局（上下水道課 業務班 徳田班長）

時間になりましたので、答申書の内容審議についてよろしくお願ひしたいと思います。

■菊池会長

答申書の案 1 について、全体通してで結構ですのでご意見をいただきたいと思います。

■太田委員

上下水道全体の料金改定の時期等について提案ではないのですけれども意見としまして、答申書の 3 ページにあります、令和 4 年度には基本料金の減免も実施しており、令和 5 年度も実施中であることから令和 6 年度の改定では町民の負担が大きくなってしまいます、かつこの町民の理解を得るために段階的な料金の改定についても検討すべきです。そして、下水道のほうについては 9 ページにあります。3 行目から、「また水道料金と下水道使用料の改定時期が同一の場合、町民の負担が過度となる可能性もあります。昨今の景気動向を踏まえ、町民の理解を得るためにも、段階的な使用料改定についても検討すべき」という意見が、答申案内で示されていますが、この下水道のほうに書かれていますように、水道と下水道の支払いが町民については大きい負担になるのではないのでしょうか。この財務的な指標から言いますと、上水道のほうはまだ若干、体力は残っていますのかなど。となりました場合に、まず下水道、次に上水道という年を分けて

の改定という案も検討してはどうでしょうかという意見があります。

■菊池会長

それについては、水道と下水道で時期をずらすという意見で、いろいろありますね。考え方はいくつかパターンがあると思います。例えば両方とも段階的に一緒に上げますけれども、よくやる方法が3年なり5年なりで段階的に本則まで持っていきますと。要するに上げ幅の3分の1ずつ3年間で上げていくというような方法も取られているところもありますし、その場合は水道と下水道、一緒にやる場合は一緒にやっていくというようなかたちもありますし、いろんな段階補正があると思います。激変緩和としましてはいろいろな手法があると思います。そこはそのシステムの実は裏側の話で、システムを複雑にしないように簡単にしたほうが、新制度改正にお金がかかってしまったら元も子もありませんので。そういうような方法もいろいろあると思いますので、段階的な使用料改定についても検討します際にはこういった意見もありましたということで検討材料に入れていただければと思います。

■那須委員

今すぐ変えるというのは本則という話なのですが、本則でいう改定の時期といえますのは改定の時期なのか施行時期なのかという点は。

■菊池会長

施行時期です。上げるということを絶対決めませんと、段々に上げていってというのは約束を決めていませんので必ず約束を決めまして、でも4年間でそこまで段階的に持っていくようにしますよというような方針にしませんと、1年たって、2年たって、約束をほごにされるケースも実際にありますので、そこは決めないとだめだと思います。

■篠崎委員

答申書のコメントなのですがけれども、決まりきった書き方で書かなければいけないというかたちなのでしょうか、というところをお伺いしたいと思います。と申しますのは書き方のルールみたいなところがけっこう曖昧になっているような気がしまして。公表されるということを考慮しますと文の読みやすさであるとか段落のつけ方であるとかそういうところも踏まえて住民に対して、きちんと説明できるかたちのほうが良いかなと思います。ですので、お伺いしたいのはまずこの答申案のひな形みたいなのがあってこれは崩してはいけないというものでありますのか、それともこの書き方を崩しても構わないというものでありますのか、そのあたりを外部への公表というところも考慮してお伺いしたいと思っております。

■事務局（上下水道課 阿部課長）

今回提示させていただいている答申書の案については特に記載方法がこうですというひな形なりフォーマットが決まっているようなものではありません。

■篠崎委員

もし可能でしたら内容は変えませんが、思うところを書き直させていただくことがもし可能であれば。

例えばいくつか指摘させていただきますと、上水道のほうについて、パラグラフ1行1文でパラグラフが作られてしまっていますとか、例えば3パラグラフ目のところから4行目においてについてはさらに何とかなどというのが一つに対する分になっていたり、4パラグラフ目なんか一つの文だけで主張分が作られていて、また次に同じようなものが繰り返されていたりですね、文章自体が読み取りにくいところがあったりして、あとは主語がないようなところもあつたりしますので、できれば私としましては読みやすいかたちにしたいなど。例えばもう一つ言いますと、2ページ目の水道事業はというところで「町民が安心して水を安定的に継続して利用いただくため」というところがちょっと文章としましてはおかしいかなというふうに思いました。

細かいところではあるのですがけれどもところどころ気になるところがありまして、それをすべてできましたらチェックさせていただいてそして提案させていただきたいというところは公表というところでできれば私のところで修正させていただきたいと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

■菊池会長

内容に変わらないとすれば言い回しの問題だと思いますのでそれは大丈夫だと思います。

■平野委員

答申を読ませていただいて、今回の水道事業については30年ぶりということでございまして、今後はある程度定期的な見直しをというような記載はありましたでしょうか。

■菊池会長

11ページ下から2行目「5年を目安に」というところがあるのです。

すみません。私のほうからは付け加えなのですが、この2行でやっぱり引っかかるころがありまして「5年を目安に検討することを提言します」というのはやはり弱いのではないのでしょうか。必ず検証していかないと今の状態で本当にこの料金値上げで良かったのか悪かったのか、経営は改善になっているのか、もっとひどい状態になっているのかというのは必ず検証していかないといけないですし、そこのしくみをきちっとセ



ットしておくことが必要と考えております。でないと5年ごとに見直ししてくださいね、であれば5年たってみんな人が変わったときに「まあいいかな」になってしまうのが人の常であって、であればちゃんと見直しをする組織なり、そういう機会を必ず設けていたいただきたいというのが僕の心情です。でないと1回値上げしました、ああ良かった。ではまずは当分何もしないでやりました、結果10年やりませんでした、また大変な状態になりましたということは往々にしてよくある話でして、いろいろなところで目にします。ですのでここについては4年ごと、5年ごとに審議会を開催し、今回の料金改定の評価も含めてそのときの経営状態をしっかり確認するしくみを作ることを提言しますとか、こういったある意味ちょっと厳しいちゃんとやってくださいねというところをできるようにしていただきたいと思っております。でないとなあなあになってしまうのが一番悪いことです。

ですので、いろいろなところで料金改定に僕も携わっていますが、必ず5年ごとに見直しをすること、そういうしくみを作るということのは入れてもらっているのです。なぜかというとな必ず見直しが入って、そのときに今の状態けっこういいから料金改定しませんという結論でもいいわけですね。ただし、必ずチェックが入るしくみを作っていかなければいけません、というのを心に織り込んでいただきたいなと思います。

それから、同じ11ページで「安定化に向けた道筋を示すことができたと考えます」なのですが、僕の個人的な感触としましては先ほど挨拶でも言いましたとおりカンフルなのです。今の経営状態は残念ながら非常に私も水道、下水道に関しては全国的に見てもかなり厳しい状態にあります。そこはある意味集中治療室に入っている状態なのです。そこから今回の料金改定によってようやく集中治療室から一般病棟に移ってこられた、くらいにそこらへんくらいまでにしかならないのではないかとというのが正直な感想でして。でありましたら要するに一定の道筋は示すことができました、しかし当然、財政的な逼迫がこれですべて解消されるわけではありませんというところをちゃんと述べていただいて。で、5年後に料金改定しても結局状態が悪くなったところにまたカンフルを打つだけの話であって、カンフルずっと打ち続けるのですかということをしっかり考えて、根本治療をするためにはダウンサイジングをしっかりしていかなければいけません。有収率をしっかり上げまして、施設利用率を下げまして、施設を潰していきますとか縮小していきますとか、例えばサイズを更新のときには半分にするとか3分の1で足りるのでしたら3分の1まで減らしましてとか。そのためには有収率をきちっと上げて、技術者をしっかりと育ててそういうところをやっていかないといけませんわけですので、そういう根本的な対策をしっかり今後もやっていくというところは入れていただきたいです。そして普段の絶えない努力を是非していただきたいです。

要するに根本的な例えばダウンサイジングですとか技術者の確保、養成ですとか、広域連携なんかもしっかりここから考えていかないと、今の状態はカンフル打つだけの措置でありますよと、そうは書けないのですが、そういったニュアンスにならざるを得

ないのではないかとこのところが見えると思いますので、そこについても考慮していただきたいです。ここからスタートですよと、一歩でしかありません。ここからけっこう大変ですよということを是非盛り込んでいただきたいです。1回値上げしたからこれで万歳だって取られるとそれは非常に心外ですし、今の状態を見ましても本当にカンフルにしかかっていないので、そのことについてはしっかり盛り込んでいただきたいと思います。

それ以外にご意見ございますか。

だいたいよろしければ今出た意見も含めて精査していただいて、まとめていただいたら1回皆さんにフィードバックすることになるのですかね。

■事務局（上下水道課 阿部課長）

1回、完成版はこのかたちで提出させていただきますというふうに、メールなり直接お渡しするようにしたいと思っております。

■菊池会長

ではそういった段取りでとりあえずある程度の取りまとめは事務局にお任せしますということで、今のお話については考慮していただくということでもよろしいですか。ではそういったことで整理したいと思います。

■事務局（上下水道課 業務班 徳田班長）

貴重な意見をありがとうございました。それでは以上を持ちまして第4回大槌町水道料金等審議会を閉会いたします。今回の審議会に出た意見を踏まえた答申書を皆様にご確認いただきましたあと、菊池会長のほうから町長のほうへ提出する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。委員の皆様には長期間今回の審議会にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

（午後3時10分 終了）